

事後調査の結果

調査項目 その他の環境保全のための措置の実施状況

(大気汚染、生物・生態系、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場)

調査期間中に随時実施した環境保全のための措置の実施状況については、環境影響評価書に記載された事項が遵守されており、特に問題はなかった。

また、本調査期間中（平成 29 年 1 月～平成 31 年 3 月）、大気汚染、生物・生態系、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場に関する苦情はなかった。

環境保全のための措置の実施状況を以下に示す。

(1) 大気汚染

大気汚染に係る環境保全のための措置の実施状況を、表 4-1 に示す。

表 4-1 大気汚染に係る環境保全のための措置の実施状況

評価書の記載内容	事後調査時の実施内容
建設機械については、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（国土交通省）に基づいて指定された最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努める。	工事の実施にあたっては、建設機械は排出ガス対策型建設機械を使用するとともに、整備、点検を確実にを行うことにより、常に良好な状態で使用した。（写真 4-1 (1) ～ (2) 参照）
工事の平準化を図り、工事用車両等の極端な集中を避ける。	事前に作業工程表を作成するとともに、掘削土砂は仮置きし、工事用車両の日々の稼働台数の減少に努めた。 なお、作業時間は原則として 8：00～18：00 とし、日曜、祝日は作業を行わなかった。
工事用車両については、最新の排出ガス規制適合車を使用する。	工事用車両は「環境確保条例」に基づくディーゼル車規制に適合した車を用いるとともに、燃料は、日本工業規格（JIS）に適合した良質燃料を使用した。
工事用車両の車体やタイヤに付着した泥土等は洗浄する。	走行ルートは随時清掃し、工事用車両の車体や、タイヤに泥土等が付着しないよう努めた。（写真 4-1 (3) 参照）
工事用車両の駐車及び長時間の停車においては、アイドリングストップを厳守する。	朝礼時等の安全教育事項として工事用車両のアイドリングストップを周知・徹底した。
粉じんの飛散防止のため、工事用車両の荷台を防塵シートで覆う。	掘削土砂を搬出する時と同様に、近接する事業用地内に運搬、仮置きする際には、飛散防止シートを敷設した。（写真 4-1 (4) 参照）



排出ガス基準適合車

写真 4-1 (1) 排出ガス対策型の建設機械の使用状況 (バックホウ) SK50UR



排出ガス対策型

写真 4-1 (2) 排出ガス対策型の建設機械の使用状況 (バックホウ) SK70SR

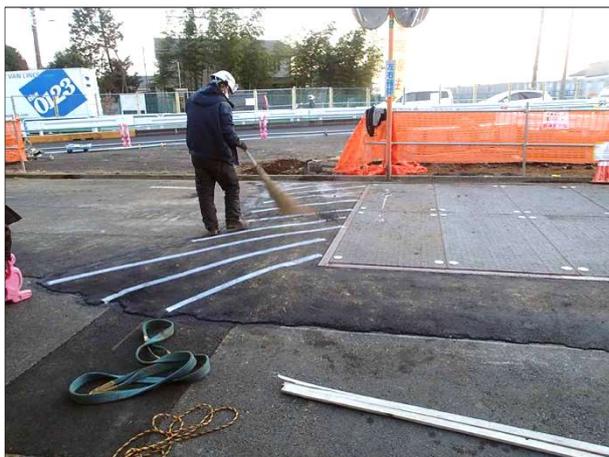


写真 4-1 (3) 車両走行ルート of 清掃



写真 4-1 (4) 土砂飛散防止シートの敷設

(2) 生物・生態系

生物・生態系に係る環境保全のための措置の実施状況を、表 4-2 に示す。

表 4-2 生物・生態系に係る環境保全のための措置の実施状況

評価書における記載内容	事後調査時における実施状況
<p>①境施設帯の整備に係る配慮</p> <p>計画道路で整備される環境施設帯等における植樹帯には、高木や中低木で構成される新たな植栽を行い、現状において細分化されている緑を連続化させる。このような効果をより高めるため、環境施設帯等の設置に当たっては、周辺の緑と一体となった多様性のある緑のネットワークが形成されるように努める。環境施設帯等に植栽する樹種の選定に当たっては、地元市などの関係機関と協議を進め、植物相や動物相を残すように配慮する。</p>	<p>本調査の対象期間においては、環境施設帯、小平中央公園に隣接する樹林地、玉川上水及び新堀用水に係る工事が実施されなかった。</p> <p>今後、環境施設帯、小平中央公園に隣接する樹林地、玉川上水及び新堀用水に係る工事の施工時においては、環境保全のための措置を実施し、生物・生態系への影響を緩和するとともに、適切な環境保全に努める。</p>
<p>②既存樹木等への配慮</p> <p>小平中央公園に隣接する樹林地については、既存樹木を可能な限り環境施設帯等に残す計画とするほか、適宜、小平中央公園の樹林地も含めて若木の導入や将来の萌芽更新の可能性についても検討する。</p>	
<p>やむを得ず伐採する樹木や改変される範囲で確認された草本類の注目される種について関係機関と協議し、可能な限り移植を行う。特に草本類の注目される種については、計画道路外の玉川上水及び小平中央公園等においても多数の生育が確認されているため、玉川上水及び小平中央公園等が生育に適した環境と考える。確実な生育を目指し、これらの管理者と協議を図りながら、移植先を慎重に選定するとともに、柵の設置等の管理方法についても検討する。移植後には、活着等のモニタリングも行う。</p>	
<p>埋土種子を考慮し改変範囲の表土の活用を可能な限り検討する。</p>	
<p>③玉川上水等への配慮</p>	
<p>玉川上水については、計画道路は玉川上水を橋梁構造で通過するが、玉川上水緑道の改変される面積を可能な限り低減する計画とし、玉川上水の流水部及び法面については掘削等の改変を行わないこと、工事の完了後も計画道路から雨水の排水はないことから玉川上水の水質に影響を与えない。</p>	
<p>計画道路に交差する新堀用水は函きょ構造で整備し、工事に先行して水路の切回しを行い、鋼矢板による締切り工法等を採用することで新堀用水への濁水の流出を防止する。</p>	

(3) 史跡・文化財

史跡・文化財に係る環境保全のための措置の実施状況を、表 4-3 に示す。

表 4-3 史跡・文化財に係る環境保全のための措置の実施状況

評価書における記載内容	事後調査時における実施状況
玉川上水における橋梁設置工事については、史跡に指定されている部分の掘削等の改変を行わない計画とする。	本調査の対象期間においては、玉川上水における橋梁設置工事が実施されなかった。
計画道路の工事に先立って、「史跡玉川上水保存管理計画書」（平成 19 年 3 月 東京都水道局）に基づき、史跡と名勝の価値と共存を図ることを前提に、玉川上水に橋梁を設置することについて関係機関と協議を行い、許可を得る。	今後、玉川上水における橋梁設置の施工時においては、環境保全のための措置を実施し、史跡・文化財への影響を緩和するとともに、適切な環境保全に努める。
工事の施行時に新たな埋蔵文化財等が発見された場合は、文化財保護法等に基づき、教育委員会等の関係機関と協議の上、適切な措置を講じる。	本調査の工事期間中、新たな埋蔵文化財は発見されていない。

(4) 自然との触れ合い活動の場

自然との触れ合い活動の場に係る環境保全のための措置の実施状況を、表 4-4 に示す。

表 4-4 自然との触れ合い活動の場に係る環境保全のための措置の実施状況

評価書における記載内容	事後調査時における実施状況
小平中央公園に隣接する樹林地の既存樹木については、関係機関と協議の上、可能な限り小平中央公園等への移植を行う。	本調査の対象期間においては、玉川上水及び小平中央公園及びその周辺の工事が実施されなかった。
工事の施行中は、工事用車両等の計画的な運行、規制速度の遵守、路上駐車等の禁止等を徹底し、周辺の自然との触れ合い活動の場の利用を阻害しないよう努める。	今後、計画道路の施工時においては、環境保全のための措置を実施し、自然との触れ合い活動の場への影響を緩和するとともに、適切な環境保全に努める。
工事の施行中において、周辺の自然との触れ合い活動の場へアクセス機能を確保する。	